### (1) 化学物質管理制度

		化学物質管理促進法	埼玉県生活環境保全条例 (県条例)
<del>4</del> .+	業種	製造業等	<del>等</del> 24業種
象	従業員数	事業者として常時使用す	る従業員の数が21人以上
対象事業所	事業所ごとの 年間取扱量等	特定第一種指定化学物質 0.5トン以上 第一種指定化学物質 1トン以上 特別要件施設(※2)(量に関係なく届出)	0.5トン以上
対象	化学物質(※1)	第一種指定化学物質 462物質 (特定第一種指定化学物質を含む)	特定化学物質 606物質 ○第一種指定化学物質 462 (特定第一種指定化学物質を含む) ○第二種指定化学物質 100 ○県独自に定めた物質 44
届出	(報告)内容	環境中への排出量、事業所外への移動量	取扱量(使用量、製造量、取り扱う量)
	者による管理の や環境保全への	化学物質管理指針に基づく適正管理	特定化学物質管理指針に基づく適正管理 ・適正管理のための手順書の提出 <sup>(※3)</sup> ・環境負荷低減主任者の選任

備考 政令及び県条例施行規則の改正により、平成22年度データ分から対象事業所の業種数と対象化学物質数が、県条例施行規則の 改正により、平成26年度データ分から対象化学物質数が変わった。

(※1) 対象化学物質

第一種 指定 化学物質:人の健康や動植物に有害なおそれがある化学物質のうち、生産量などから環境中に広く存在する化学物質。

特定第一種指定化学物質:第一種指定化学物質のうち、人に対して発がん性のある15物質。

第二種指定化学物質:人の健康や動植物に有害なおそれがある化学物質のうち、生産量が増加すれば環境中に広く存在す

ると見込まれる化学物質。

県 独 自 に 定 め た 物 質:化学物質管理促進法の対象とならなかった物質で、県内の使用量が多いものや、内分泌かく乱作用

の疑いのある物質など。

(※2) 特 別 要 件 施 設:下水道終末処理施設、廃棄物処理施設及びダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設のこと。

(※3) 適正管理のための手順書:各事業所における化学物質の適正管理体制や取扱方法などについて整理したもの。

# ア 化学物質の排出量、移動量及び取扱量の集計結果 (平成30年度データ/令和元年度届出)

(ア)業種別届出件数・排出量・移動量・取扱量

(単位:トン/年)

業種		化	学物質管理促	進法			県	条 例
<del>未</del> 性	件	数	排出量(※4)	移	動量(※5)	件	数	取扱量(※6)
製 造 業		722	6,30	9	9,019		826	370,517
出版・印刷・同関連産業		52	③ 73	1 4	710		58	13,418
化学工業	2	153	2 1,12	6 ①	3,981	2	180	② 222,692
プラスチック製品製造業	4	79	1,30	7 3	829	4	81	4 27,611
ゴム製品製造業		16	38	8	173		20	795
鉄鋼業		18	8	5 2	1,500		18	11,312
非鉄金属製造業		35	18	6	95		42	⑤ 14,012
金属製品製造業	3	111	5 66	0 5	329	3	127	5,412
電気機械器具製造業		55	13	4	309	(5)	68	③ 57,187
輸送用機械器具製造業		50	4 70	0	152		55	3,331
石油 卸売業		14		0	0		16	2,160
燃料小売業	1	569	11	1	0	1	562	① 315,440
一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)	(5)	72		1	3		33	824
その他		84	27	6	158		69	4,830
合 計		1,461	6,69	7	9,180		1,506	693,771

(注) ○数字は、項目ごとの上位5番目までの順位を示す。

(※4) 排出量:事業所の生産工程などから排出ガスや排出水などに含まれて環境中に排出された量のことで、埼玉県では大気への 排出が全体の97%を占める。

(※5) 移動量:事業所から排出された廃棄物や下水道に放流された排出水の中に含まれている量のことで、埼玉県では廃棄物に含まれての移動が全体の99%を占める。

(※6)取扱量:使用量(事業所において事業活動に伴い使用した量)、製造量(事業所において製造した量)、取り扱う量(事業者自らは使用せず、卸売り、小売り等をするために、事業所において貯蔵所や貯蔵容器に移し替える等して取り扱う量)の合計で、排出量や移動量の基礎になる量のこと。

(イ)物質別届出件数・排出量・移動量・取扱量 (単位:トン/年 ダイオキシン類のみ g-TEQ/年)

物質名		ſĿ	学物的	質管理促進	法			県 条 例			
170 頁 石	件	数	į	非出量		移動量	件数			取扱量	
エチルベンゼン	4	627	(5)	342		189	4	639		23,141	
塩化第二鉄		63		0	(5)	351		65		3,414	
キシレン	2	786	2	593		346	1	821	2	75,110	
ジクロロメタン(別名塩化メチレン)		126	4	515		235		69		1,556	
ヘキサメチレンテトラミン		8		8	2	1,701		8		1,927	
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	3	656		179		42	3	660	4	45,856	
トルエン	1	796	1	3,758	1	2,689	1	821	1	188,524	
鉛		13		0		1		16	(5)	40,542	
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)		38		9	4	483		43		15,933	
ノルマルーヘキサン		559	3	517		231	5	559	3	48,530	
ベンゼン	(5)	570		13		0		498		8,389	
マンガン及びその化合物		107		29	3	1,381		57		6,896	
ダイオキシン類		133		(4.1)		(68.9)		0		0	
硫酸(三酸化硫黄を含む)	_	_		_		_		214		39,318	
メチルエチルケトン(別名MEK)	_	_		_		_		170		29,857	
メタノール	_	_		_		_		197		21,243	
塩化水素(塩酸を含む)	_	_		_		_		168		10,354	
硝酸	_	_		_		_		96		7,400	

# (ウ) 大気への排出量(上位5物質)

(単位:トン/年)

#### (エ) 公共用水域への排出量(上位5物質)

(単位:トン/年)

(単位:トン/年)

(単位:トン/年)

順位	物質名	届出排出量 (大気への排 出量に占める 割合%)
1	トルエン	3,758 (58.0)
2	キシレン	593 (9.1)
3	ノルマルーヘキサン	517 (8.0)
4	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	515 (7.9)
5	エチルベンゼン	342 (5.3)

順位	物質名	届出排出量 (公共用水域へ の排出量に占 める割合%)
1	ほう素化合物	90 (41.6)
2	ふっ化水素及びその水溶性塩	55 (25.4)
3	マンガン及びその化合物	28 (13.1)
4	亜鉛の水溶性化合物	28 (12.9)
5	ホルムアルデヒド	3 (1.2)

# イ 化学物質管理促進法に基づく届出以外の化学物質排出量推計結果(平成30年度データ/令和元年度推計) 届出によって把握される排出量の他に、対象業種でも届出対象とならない事業者や、建設業などのように対 象でない事業者、自動車や二輪車などの移動体や家庭などからの排出があります。国は、これらからの排出量 を都道府県別に推計し、集計しています。

# (ア)総排出量(届出排出量+届出外排出量)

届出排出量		届	出 外 排 出	量		総排出量
<b>田山</b> 弥山里	対象業種	非対象業種	家 庭	移動体	届出外計	70000000000000000000000000000000000000
6,697 (43.8%)	2,423 (15.9%)	1,607 (10.5%)	2,002 (13.1%)	2,548 (16.7%)	8,580 (56.2%)	15,277 (100%)

# (イ)移動体からの排出量

(上位5物質)(単位:トン/年)

順位	物質名	排出量
1	トルエン	955
2	キシレン	546
3	ベンゼン	239
4	ノルマルーヘキサン	196
5	ホルムアルデヒド	185

# (ウ)家庭からの排出量(上位5物質)

順位	物 質 名	製品の例	排出量
1	ポリ(オキシエチレン)=アル キルエーテル	台所用合成洗剤	717
2	ジクロロベンゼン	防虫剤、消臭剤	368
3	直鎖アルキルベンゼンスルホ ン酸及びその塩	洗濯用合成洗剤	270
4	ポリ(オキシエチレン)=ドデシル エーテル硫酸エステルナトリウム	シャンプー	136
5	2-アミノエタノール	合成洗剤、中和剤	117

### (2) 化学物質環境モニタリング調査(令和元年度)

工業団地周辺での環境リスクを把握するため、モニタリング調査を実施しています。

#### ア 調査地域

深谷工業団地 (深谷市)

# イ 調査内容

調査地点:工業団地を囲む8地点及び工業団地の影響を受けにくいと考えられる1地点(対照地点)

調査方法:各調査地点において大気を年4回採取し、分析しました。

# ウ 調査結果 (全4回調査の平均値)

単位: (μg/m³)

										\ / O/
調査地点名				深	谷工業団	地				
	北	北東	東	南東	南	南西	西	北西	対照	環境基準
	深谷市	'''' '''								
調査対象物質	国済寺町	東方町	東方町	東方	東方	上柴町東	上柴町西	国済寺	上増田	
トルエン	11	11	11	20	10	9.6	10	11	14	_
キシレン	1.4	1.5	1.4	1.8	1.4	1.3	1.4	1.3	1.3	_
エチルベンゼン	1.5	1.5	1.6	1.8	1.5	1.4	1.5	1.5	1.6	_
ノルマル - ヘキサン	1.5	1.9	5.3	1.7	2.4	2.7	2.1	1.8	1.2	_
メタクリル酸メチル	0.0054	0.0032	0.0029	0.0051	0.0028	0.0023	0.0030	0.0026	0.0027	_
ベンゼン	0.60	0.60	0.58	0.59	0.56	0.57	0.57	0.54	0.54	3.0以下
1, 3-ブタジエン	0.065	0.053	0.054	0.058	0.068	0.056	0.058	0.050	0.048	_
四塩化炭素	0.53	0.55	0.54	0.55	0.53	0.55	0.54	0.55	0.54	_

#### (3) 大気中石綿濃度調査結果一覧(令和元年度)

No.	測定地域種別	市町村名	測定場所	総繊維数濃度 (本/リットル) 7/22~9/12
1	住 宅 地 域	熊 谷 市	熊谷市久下公民館	0.22
2	住 宅 地 域	秩 父 市	秩父市文化体育センター	0.34
3	住 宅 地 域	飯 能 市	飯能市役所	0.21
4	住 宅 地 域	本 庄 市	本庄市児玉総合支所	0.38
5	住 宅 地 域	春日部市	春日部市役所	0.35
6	住 宅 地 域	羽生市	羽生市役所	0.29
7	住 宅 地 域	深谷市	深谷市幡羅公民館	0.34
8	住 宅 地 域	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市北市民センター	0.26
9	住 宅 地 域	小 川 町	小川町総合福祉センター	0.31
10	住 宅 地 域	久 喜 市	久喜市鷲宮東コミュニティセンター	0.48
11	道路沿線地域	草加市	草加市花栗自動車排出ガス測定局	0.60
12	道路沿線地域	戸田市	戸田美女木自動車排出ガス測定局	0.51
13	道路沿線地域	入間市	国設入間自動車排出ガス測定局	0.88
14	その他の地域	上尾市	上尾市北部浄水場	0.57
15	その他の地域	久 喜 市	久喜菖蒲公園	0.55
16	その他の地域	八潮市	西袋排水機場	0.12
17	その他の地域	三 芳 町	三芳町清掃工場 跡地	0.35
18	その他の地域	滑川町	滑川町文化スポーツセンター	0.31
19	その他の地域	吉見町	吉見町越中公園	0.50
20	その他の地域	加須市	埼玉県環境科学国際センター	0.17

<sup>※1</sup>地域ごとに2か所、連続する3日間で試料採取を実施(1地域ごとに2か所×3日間=6検体)。

<sup>1</sup>地域の値は6検体の幾何(相乗)平均値。

# (4) ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設

# ア 特定施設設置状況

# (ア) 大気基準適用施設設置状況

(R2.3.31 現在)

番号		 施 設 の 種 類	7	施設数		事	業所数	数
留写	一般 一段 V) 性 発		県	市	詀	県	市	計
1	焼結鉱の	の製造の用に供する焼結炉	0	0	0	0	0	0
2	製鋼用電	電気炉	3	1	4	3	1	4
3	亜鉛回収	又施設	0	0	0	0	0	0
4	アルミニ	ニウム合金製造施設	32	1	33	7	1	8
		4 t/時以上	34	24	58			
	<u></u>	2 t/時以上 4 t/時未満	72	5	77			
5	廃棄物 焼却炉	200kg/時以上2t/時未満	52	7	59			
	NETIN,	200kg/時未満	58	17	75			
		小計	216	53	269	134	32	166
		合 計	251	55	306	144	34	178

# (イ) 水質基準対象施設

(R2.3.31 現在)

番号	施 設 の 種 類		施設数		事業場数			
番写	施設の種類	県	市	計	県	市	計	
1	硫酸塩パルプ (クラフトパルプ) 又は亜硫酸パルプ (サルファイトパルプ) の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	0	0	0	0	0	0	
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	0	0	0	0	0	0	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	
5	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設 のうち廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	0	0	0	0	0	0	
7	カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施 設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガ ス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、 乾燥施設 及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	
10	2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗 浄施設	0	0	0	0	0	0	
11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、 還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジ オキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	0	0	0	0	0	0	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉 から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施 設	1	0	1	1	0	1	
13	亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0	0	0	0	0	
14	担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施 設及び廃ガス洗浄施設	60	0	60	5	0	5	
	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、屋ガス洗浄施設、湿式集じん施設	96	19	115	38	6	44	
15	湿式集じん施設及び灰の貯留施設で灰の貯留施設	36	12	48	21	8	29	
	あって汚水又は廃液を排出するもの  小計	132	31	163	59	14	73	
16	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗 浄施設及び分離施設	0	0	0	0	0	0	
17	フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施 設及び湿式集じん施設	6	0	6	3	0	3	
18	下水道終末処理施設	10	0	10	10	0	10	
19	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	1	0	1	0	0	0	
	숌 탉	210	31	241	78	14	92	

<sup>※「</sup>事業場数」については、ひとつの事業場に複数の種類の特定施設を有する場合は、その事業場の事業内容を最も反映する特定施設の区分に1事業場として計上。

### (ウ) 立入検査数及び行政措置件数

(令和元年度)

	立入検査数		ターエル も	全本粉	行政措置件数					
			行政検査数		命 令		行 政 指 導			
	県	市	県	市	県	市	県	市		
大気基準対象施設	163	40	13	19	1	0	3	0		
水質基準対象施設	62	4	4	1	0	0	0	0		

# イ 設置者による測定結果報告

# (ア) 大気基準適用施設

(令和元年度)

佐きの番巻	報告加		測定結果(最小~最大)	基準値を超えた施設数			
施設の種類	県	市	(ng-TEQ/m³N)	県	市		
製鋼用電気炉	3	1	0.0045~2.0	0	0		
アルミニウム合金 製 造 施 設	30	1	0.0~1.1	0	0		
廃棄物焼却炉	155	44	0.0~9.2	1	0		
合 計	188	46	_	1	0		

# (イ) ばいじん及び燃え殻

(令和元年度)

T	頁	報告施設数 目		測定結果 (最小~最大)	基準値を超えた施設数			
	只		Ħ	県	市	(ng-TEQ/m³N)	県	市
ば	(1	じ	h	149	41	0.0~30	15	0
燃	Ž	Ž.	殼	137	43	0.0~2.6	0	0
1		1	計	286	84	_	15	0

- ※1 市とは、さいたま市、川越市、川口市、所沢市及び越谷市をいう。※2 ばいじん及び燃え殻をともに報告している場合、1施設として計上しているため、合計は一致しない。

# (ウ) 水質基準適用事業場数

(令和元年度)

特定施設	報告事	業場数	測定結果(pg-TEQ/L)	基準値を超えた事業場数			
行处施政	県	市	(最小~最大)	県	市		
廃棄物焼却炉に係る施設	3	6	0.000078~3.1	0	0		
フロン類の破壊施設	2	0	0.00038~0.00087	0	0		
下水道終末処理施設	10	0	0~0.028	0	0		
合 計	15	6	_	0	0		

# (エ) 水質基準適用事業場に適用される基準値

	特	定	施	設		排出基準(pg-TEQ/L)
アルミニウム又はその合金	金の製造の用に	供する焙焼	特アスは乾燥	炉から発生する	ガスを処理する施設	
のうち、廃ガス洗浄施設、	湿式集じん施	設				
担体付き触媒からの金属の	つ回収の用に供	する施設σ	うち、ろ過	施設、精製施設	及び排ガス洗浄施設	
廃棄物焼却炉に係る排ガス	10					
フロン類の破壊の用に供す	ける施設のうち	、プラズマ	反応施設、	廃ガス洗浄施設	及び湿式集じん施設	※基準は同じ
下水道終末処理施設						
水質基準対象施設を設置で	トる工事又は事	業場から排	‡出される水	の処理施設		

県内に所在する特定施設に係るもののみを記載した。

#### (5) 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき
	O. 4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒(ひ)素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、 土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又 は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1, 2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1, 4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

#### 備考

- 1 検液とは、土壌を10倍量の水と混合して振とうすることによって、汚染物質を溶出させた液。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.03mg、0.01mg、0.03mg、0.
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、平成3年8月23日環境庁告示第46号別表中「測定方法」の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 5 クロロエチレン、1,4-ジオキサンの環境基準値は、平成29年4月1日から適用。
- 6 従前のシス-1, 2-ジクロロエチレンにトランス-1, 2-ジクロロエチレンを追加して、あわせて1, 2-ジクロロエチレンとして規定(平成31年4月1日施行)。1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

# (6) 特定有害物質及び要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定に係る土壌の汚染状態の基準(土壌汚染対策法)

特定	有害物質の種類	<地下水の摂取などによるリスク> 土壌溶出量基準	<直接摂取によるリスク> 土壌含有量基準
	クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること	
	四塩化炭素	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること	
第	1, 2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき0.004mg以下であること	
<del>20</del>	1, 1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること	
種	1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.04mg以下であること	
種特定有害物質	1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること	
佐	ジクロロメタン	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること	
害	テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	
物質	1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること	
具	1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること	
		検液1Lにつき0.03mg以下であること	
	ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	
		検液1Lにつきカドミウム0.01mg以下であること	
笙	六価クロム化合物	検液 1 Lにつき六価クロム0.05mg以下であること	土壌 1 kgにつき六価クロム250mg以下であること
	シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと	土壌1kgにつき遊離シアン50mg以下であること
第二種特定有害物質	水銀及びその化合 物	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、 かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	土壌 1 kgにつき水銀15mg以下であること
佐	セレン及びその化合物	検液 1 Lにつきセレン0. 01mg以下であること	土壌 1 kgにつきセレン150mg以下であること
害	鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛0.01mg以下であること	土壌 1 kgにつき鉛150mg以下であること
物		検液 1 Lにつき砒素0.01mg以下であること	土壌 1 kgにつき砒素150mg以下であること
貝	ふっ素及びその化合物	検液 1 Lにつきふっ素0.8mg以下であること	土壌 1 kgにつきふっ素4, 000mg以下であること
		検液1Lにつきほう素1mg以下であること	土壌 1 kgにつきほう素4,000mg以下であること
. 笋	シマジン	検液 1 Lにつき0.003mg以下であること	
套 笠	チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること	
有害物質	チウラム	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること	
質符定	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検液中に検出されないこと	
Æ	有機りん化合物	検液中に検出されないこと	

#### 備考

- 土壌溶出量基準は26の特定有害物質すべてについて、土壌含有量基準は「第二種特定有害物質」の9物質に限り定められている。
- 土壌溶出量基準は、「土壌の汚染に係る環境基準」の表の「環境上の条件」の欄の検液中濃度に係る値と同じ値になっている。
- 埼玉県生活環境保全条例に基づく土壌の汚染に係る基準についても、上と同じである。
- クロロエチレンの基準値は、平成29年4月1日から適用。 従前のシス-1, 2-ジクロロエチレンにトランス-1, 2-ジクロロエチレンを追加して、あわせて1, 2-ジクロロエチレンとして規定 (平成31年4月1日施行)。1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

#### (7) 農用地の土壌汚染状況調査の分析測定結果

			調査地点の分析測定結果										
長田・	調査年度				土壌中	(乾物)				玄米中(現物)			
司问:	宜平及	銅(基準値125mg/kg)			砒素(基準値15mg/kg)				カドミ	ウム(	基準値0	). 4mg/kg)	
		最高	最低	平均	調査地点	最高	最低	平均	調査地点	最高	最低	平均	調査地点
一巡目	(S54~57) 全県	32.3	0.1	11.3	90	11.8	tr	1.9	90	0.37	0.02	0.11	46
二巡目	(59~62) 全県	23.6	0.1	9.0	90	5.3	tr	1.4	90	0.30	nd	0.09	48
三巡目	(H 元 ~4) 全県	21.6	0.3	9.3	90	8.0	tr	1.8	90	0.38	tr	0.09	46
四巡目	(6~9) 全県	28.7	0.2	9.4	87	13.1	tr	2.2	87	0.30	tr	0.06	31
五巡目	(11~14) 全県	30.8	0.1	11.2	180	11.3	0.1	2.0	180	0.28	tr	0.09	50
六巡目	(16~19) 全県	21.5	tr	8.9	180	6.4	0.1	1.7	180	0.31	tr	0.06	47
七巡目	(21~24) 全県	21.7	tr	9.5	165	7.9	tr	1.7	165	0.22	tr	0.03	43
八巡目	(26~29) 全県	25.5	0.1	9.1	118	10.5	0.2	2.5	118	0.29	tr	0.05	31
九巡目	(R元) 全県	24.4	0.9	13.4	29	8.1	0.4	3.0	29	0.13	0.02	0.06	11

(注) 県農業技術研究センターの分析測定結果で、昭和58年、63年、平成5年、10年、15年、20年、25年、30年は 各調査巡の取りまとめ年である。 nd: 検出限界以下 tr: 極微量検出

# (8) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項	目	基	準 値	
カドミウム	0.003mg/L以下	1, 1, 2-トリクロロ	エタン	0.006mg/L以下		
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレ	・ン	0.01mg/L以下		
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチ	レン	0.	.01mg/L以下	
六価クロム	0.05mg/L以下	1, 3-ジクロロプロ	ペン	0. (	002mg/L以下	
砒素	0.01mg/L以下	チウラム		0. (	006mg/L以下	
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン		0. (	003mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ		0.	.02mg/L以下	
PCB	検出されないこと。	ベンゼン		0.01mg/L以下		
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン		0.01mg/L以下		
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜	硝酸性窒素		10mg/L以下	
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素			0.8mg/L以下	
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素			1mg/L以下	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1, 4-ジオキサン		0.	.05mg/L以下	
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下					
	達成期間			該当水	. 域	
直ちに達成され、維	とする。	全公共用水域				

#### 備考

- 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 「検出されないこと」とは、昭和4年12月28日環境庁告示第59号別表1測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合におい 2 て、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- トリクロロエチレンの環境基準値は、平成26年11月17日環境省告示第126号により0.01mg/L以下に改正された。

#### (9) 公共用水域における健康項目の環境基準非達成の状況

(平成30年度)

河川名	地 点 名 (所在地)	項	目	名	総検 体数	基準値超 過検体数	最	大	値	平	均	値	環境基準値
	非達成地点なし												

# (10) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下

#### 備考

- 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 「検出されないこと」とは、平成9年3月13日環境庁告示第10号別表の「測定方法」の欄に掲げる方法により測定した場合に 2 おいて、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045を乗じたものの和とする。 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。
- トリクロロエチレンの環境基準値は、平成26年11月17日環境省告示127号により0.01mg/L以下に改正された。
- 6 項目名のクロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) は、塩化ビニルモノマーから変更したものである。(平成 29年4月1日変更)

# (11) 地下水水質概況調査結果

# ア 項目別検出状況

(令和元年度)

項目	調査地点数	基準超過地点数	基準適合率(%)
カドミウム	85	0	100
全シアン	85	0	100
鉛	85	1	98.8
六価クロム	85	0	100
砒素	85	2	97.6
総水銀	85	0	100
アルキル水銀	85	0	100
PCB	85	0	100
ジクロロメタン	85	0	100
四塩化炭素	85	0	100
クロロエチレン	85	0	100
1, 2-ジクロロエタン	85	0	100
1, 1-ジクロロエチレン	85	0	100
1, 2-ジクロロエチレン	85	0	100
1, 1, 1-トリクロロエタン	85	0	100
1, 1, 2-トリクロロエタン	85	0	100
トリクロロエチレン	85	0	100
テトラクロロエチレン	85	0	100
1, 3-ジクロロプロペン	85	0	100
チウラム	85	0	100
シマジン	85	0	100
チオベンカルブ	85	0	100
ベンゼン	85	0	100
セレン	85	0	100
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	85	5	94.1
ふっ素	85	0	100
ほう素	85	0	100
1, 4-ジオキサン	85	0	100

# イ 環境基準超過地点

(令和元年度)

項目	地 点	濃 度 (mg/L)	基準値(mg/L)
鉛	1	0.038	0.01以下
砒素	2	0.025~0.032	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5	12~24	10以下

# ウ 調査地点数及び環境基準適合割合の推移

年度	調査市町村数	調査地点数 (井戸本数)	環境基準適合地点数 (井戸本数)	環境基準適合地点数 の割合(%)
平成27年度	46	86	74	86.0
平成28年度	50	86	70	81.4
平成29年度	46	86	72	83.7
平成30年度	47	84	76	90.5
令和元年度	48	85	77	90.6

# (12) ダイオキシン類に係る環境基準

大 気	水	質	土	壌	河	Ш	底	質
年間平均値が	年間平均値が	ř	1 00000	TEO/aNT	150	na TE	-0 /«I	٧ <u>٢</u>
0.6pg-TEQ/㎡以下	1 pg-TE	Q/L以下	1,000pg	·TEQ/g以下	150	pg-TE	-W/gr	メド

# (13) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視結果 ア 大気 (令和元年度)

				調査結	果[pg-TE	Q/m³]	
地域分類	調査機関	調査地点	第1回 5/16~23	第2回	第3回	第4回	平均値
		八潮局(八潮市水道部)	0.013	0.015	0.045	0.033	0.027
		新座局(水道管理センター)	0.0072	0.012	0.031	0.031	0.020
		富士見局(富士見市役所)	-	0.0098	_	0.039	0.024
		日高局(高麗川南公民館)	0.0068	0.016	0.012	0.015	0.012
		久喜局(久喜南中学校)	0.140	0.017	0.032	0.029	0.055
	埼 玉 県	加須局(水産研究所)	0.17	0.019	0.029	0.032	0.063
	(12地点)	鴻巣局(鴻巣市役所)	-	0.020	_	0.029	0.025
		東松山局(五領町近隣公園)	0.037	0.017	0.024	0.027	0.026
		小川局(小川高等学校)	_	0.014	-	0.012	0.013
一般環境		深谷局(桜ヶ丘小学校)	0.089	0.036	0.023	0.018	0.042
(19地点)		本庄児玉局(児玉児童公園)	_	0.014	-	0.019	0.017
		秩父局 ( 秩父農林振興センター)	_	0.0054	_	0.0081	0.007
	さいたま市	さいたま市大宮局(さいたま市立大宮小学校)	0.027	0.014	0.014	0.024	0.020
	(2地点)	さいたま市役所局(さいたま市役所)	0.014	0.017	0.019	0.023	0.018
	川越市	川越市川越局(宮下町)	0.11	0.011	0.021	0.042	0.046
	越谷市	越谷市役所(越ヶ谷)	0.013	0.014	0.020	0.034	0.020
	川口市	川口市芝樋/爪小学校(芝樋/爪)	-	0.013	_	0.027	0.020
	所 沢 市	所沢市教育センター(ぱヤき台)	0.0094	0.013	0.012	0.026	0.015
	(2地点)	所沢市東所沢局(東所沢)	0.015	0.011	0.018	0.021	0.016
	一般環境平	均					0.026
固定発生源周辺	埼 玉 県	三ヶ尻(熊谷市三ヶ尻)	0.068	0.026	0.065	0.063	0.056
ンハ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	埼 玉 県	戸田美女木自排局(西部福祉センター)	0.014	0.015	0.037	0.028	0.024
沿道(2地点)	(2地点)	草加市花栗自排局(花栗中学校)	_	0.028	-	0.040	0.034
(乙地点)	沿道平均						0.029
	全 均	也 点 平 均					0.027

- ※ 1 久喜局は 7/23 ~ 30 で実施
- ※2 川口市は第2回を7/10~17、第4回を1/8~15で実施
- ※3 さいたま市、川越市、所沢市及び越谷市は10/17~24で実施

# イ 公共用水域 (河川水質・河川底質) におけるダイオキシン類常時監視結果 (令和元年度)

水質環境基準:年間平均值 1 [pg-TEQ/L]以下、底質環境基準:150[pg-TEQ/g]以下

						調査結果		
NO.	河 川 名	調査地点	備考	採取日	河川水質 [	pg-TEQ/L]	河川底質	調査機関
			75		測定値	年平均値	[pg-TEQ/g]	
1		笹目橋	基	R1.11.14	0.071	0.071	0.22	国土交通省
3		治水橋	基	R1.11.12	0.080	0.080	0.44	国工义理目
9	荒川	中津川合流点前	基	R1.11.20	0.012	0.012	0.16	埼玉県
L2		二瀬ダム	基	R1.10.4	0.067	0.067	1.7	国土交通省
L3		彩湖	基	R1.10.4	0.16	0.16	1.1	国工义週目
10		八丁橋	基	R1.11.14	0.22	0.40	18	
10	芝川	八」侗	4	R2.2.22	0.57	0.40	_	さいたま市
11	211	境橋		R1.11.14	0.23	0.28	0.59	60,752111
11		が加回		R2.2.22	0.33	0.20	_	
10	新芝川	山王橋	基	R1.11.18	0.20	0.40	6.2	川口市
12	机之川	山工侗	坐	R2.1.14	0.60	0	_	711111111111111111111111111111111111111
18	鴨川	中土手橋	基	R1.11.14	0.24	0.29	2.5	さいたま市
10	7.句/ ロ	<b>中土丁侗</b>	巫	R2.2.22	0.33	0.29	_	6 7 6 11
22	入間川	初雁橋		R1.11.8	0.047	0.047	1.3	川越市
37	越辺川	今川橋	基	R1.11.20	0.014	0.014	0.59	
39	市野川	徒歩橋	基	R1.11.19	0.051	0.051	0.66	埼玉県
43	赤平川	赤平橋	基	R1.11.20	0.012	0.012	0.081	

						調査結果	1		
NO.	河川名	調査地点	備考	採取日	河川水質	[pg-TEQ/L]	河川底質	調査機関	
			考		測定値	年平均値	[pg-TEQ/g]		
				R1.5.10	1.2		_		
45		潮止橋		R1.7.25	0.39	0.63	_		
45	中川	州北川同		R1.10.3	0.70		_		
40		豊橋	基	R1.12.5	0.23	0.00	-		
48		豆惝	本	R1.10.31 R1.5.9	0.62 0.56	0.62	4.1		
				R1.8.1	1.3		_		
52		内匠橋	基	R1.11.1	0.44	0.65	5.3		
				R1.12.6	0.30		_	国土交通省	
				R1.5.9	1.3		_		
53		手代橋		R1.8.1	1.9	0.98	_		
		3 1 0 11-3		R1.11.1	0.45	_	_		
				R1.12.6	0.26				
				R1.5.9 R1.8.1	1.3	-			
54		槐戸橋		R1.11.1	0.45	1.2	_		
	綾瀬川			R1.12.6	0.26	-	_		
		 暖橋	#	R1.11.14	0.32	0.00	15	**	
55		攻倘	基	R2.2.22	0.33	0.33	_	さいたま市	
				H31.4.22	1.1		_		
A		綾瀬川橋		R1.8.2	1.6	1.0	_	越谷市	
A		形 <i>冰</i> 只川伯		R1.11.15	0.74	1.0	3.4		
				R2.1.10	0.61		-		
C		新簀子橋	-	R1.11.14	0.28	0.30	3.4	さいたま市	
D	-			R2.2.22 R1.11.1	0.32	0.42	_		
U		<b>利</b> 何		H31.4.22	1.2	0.42	_		
_		上綾瀬橋	L 公去:祏北呑		R1.8.2	1.3	1	_	
E				R1.11.1	0.77	1.5	34		
				R2.1.10	2.8		_		
				H31.4.22	1.1		_		
56	伝右川	伝右橋		R1.8.2	1.0	0.81	_		
			-	R1.10.31	0.57	4	200		
				R2.1.10	0.55				
				H31.4.22 R1.8.2	0.33	-		埼玉県	
57		綾瀬川合流点前	基	R1.10.31	0.47	0.58	34	拘止环	
				R2.1.10	0.41		-		
				H31.4.22	0.52		_		
F	古綾瀬川	松江新橋		R1.8.2	0.97	0.67	_		
'	山水水水川	「ロノエ水川で同		R1.10.31	0.50	0.07	1.8		
				R2.1.10	0.68		_		
				H31.4.22	0.66	4	_		
G		弁天橋		R1.8.2	0.96	0.65	70		
				R1.10.31 R2.1.10	0.48	-	73		
60	元荒川	中島橋	基	R1.11.15	0.46	0.32	1.8		
00	70710711	- 1 - 四7   同	<b>(±)</b>	H31.4.22	0.64	0.02	-		
GA	新方川	四年	基	R1.8.2	3.2	1.3	_		
64	材力川	昭和橋	杢	R1.11.15	0.58	1.3	20		
				R2.1.10	0.56		_	越谷市	
				H31.4.22	0.64	_	_		
65	大落古利根川	ふれあい橋	基	R1.8.2	0.50	0.49	-		
				R1.11.15	0.51	-	2.0		
69		いろは橋	基	R2.1.10 R1.11.1	0.31	0.31	3.3	埼玉県	
70	新河岸川	している。 地橋	坐	R1.11.8	0.31	0.31	9.2	川越市	
72	黒目川	東橋	基	R1.11.11	0.076	0.76	3.7	埼玉県	
H	柳瀬川	清柳橋		R1.11.20	0.058	0.058	0.29	所沢市	

			/±±			調査結果			
NO.	河川名	調査地点	備考	採取日	河川水質 [	pg-TEQ/L]	河川底質	調査機関	
			75		測定値	年平均値	[pg-TEQ/g]		
77	7 +/ III	不老橋	基	R1.11.8	0.094	0.094	0.62	川越市	
1	不老川	金井沢橋		R1.11.20	0.077	0.077	3.8	所沢市	
89	小山川	一の橋	基	R1.11.19	0.41	0.41	0.34	埼玉県	
K	浦山川	浦山ダム		R1.10.4	0.067	0.067	1.7	水資源機構	
M	中津川	滝沢ダム		R1.10.4	0.067	0.067	1.1	小貝ぷ饿鸺	
					最大値	0.012	0.081		
					最小値	1.5	200		

- 注1) NO. 欄の数字は、令和元年度公共用水域水質測定計画の測定地点番号です。 アルファベットは、同測定計画にない地点であることを示します。
- 注2) 備考欄の「基」は、環境基準点であることを示しています。

# ウ 地下水常時監視結果(令和元年度)

ウ ‡	地下水常時監視結果(含	令和元年度)	環境基	準:1 pg-TEQ/L以下	
No.	調査機関	調査	地 点	採取日	調査結果 [pg-TEQ/L]
1		行田市	下須戸	R1.11.5	0.047
2		狭山市	上赤坂	R1.10.21	0.064
3		深谷市	榛沢新田	R1.10.24	0.048
4	埼玉県	蓮田市	蓮田	R1.11.5	0.048
5		幸手市	中川崎	R1.10.28	0.12
6		鶴ヶ島市	五味ケ谷	R1.10.28	0.047
7		滑川町	羽尾	R1.10.21	0.053
8	さいたま市	さいたま市	緑区大牧	R1.9.2	0.062
9	川越市	川越市	鴨田	R1.10.23	0.025
10	川口市	川口市	西川口	R1.5.29	0.064
11	所沢市	所沢市	南永井	R1.11.15	0.057
12	越谷市	越谷市	登戸町	R1.12.4	0.017

# 工 土壌常時監視結果 (令和元年度)

#### (ア) 一般環境把握調査

(ア)	(ア) 一般環境把握調査 環境基準: 1000pg-TEQ/g以								
No.	調査機関	調 査	地 点	採取日	調査結果 [pg-TEQ/g]				
1	さいたま市	さいたま市	見沼区東大宮	R1.10.7	8.1				
2	川越市	川越市	小堤	R1.12.12	0.11				
3	) I I KW I I J	)	砂新田	R1.12.12	0.0046				
4			川口	R1.12.16	27				
5	川口市	川口市	並木	R1.12.16	0.00063				
6	מושווי	\ilda(l)	道合	R1.12.16	3.9				
7			戸塚	R1.12.16	6.1				
8	越谷市	越谷市	宮本町	R1.11.27	7.7				
9			須加	R1.8.1	7.0				
10	行田市	行田市	持田	R1.8.1	1.1				
11			埼玉	R1.8.1	24				
12	所沢市	所沢市	松が丘	R1.11.15	37				
13	נוואלווז	נוואלווז	北秋津	R1.11.15	12				
14			山手町	R1.12.4	1.6				
15			双柳	R1.12.4	3.1				
16	飯能市	飯能市	美杉台	R1.12.4	0.14				
17			長沢	R1.12.4	2.3				
18			原市場	R1.12.4	0.78				

No.	調査機関	調査	地 点	採取日	調査結果 [pg-TEQ/L]
19	本庄市	本庄市	児玉町児玉	R1.11.17	2.1
20			上岩瀬	R1.10.8	0.18
21	77 45	77 4	下手子林	R1.10.8	0.018
22	羽生市	羽生市	弥勒	R1.10.8	4.5
23			上新郷	R1.10.8	0.29
24			三郷	R1.11.18	0.094
25	三郷市	三郷市	三郷	R1.11.18	1.8
26			早稲田	R1.11.18	5.3
27			石井	R1.8.23	9.4
28	坂戸市	坂戸市	新堀	R1.8.23	9.6
29			駒西	R2.2.14	3.1
30	> 1 × 7 m2	> 1 × = = = = = = = = = = = = = = = = = =	大井	R2.2.14	3.8
31	ふじみ野市	ふじみ野市	ふじみ野	R2.2.14	2.1
32			川崎	R2.2.14	0.20
33	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市	脚折	R2.1.9	1.7
34			古郡	R1.12.18	15
35	美里町	美里町	阿那志	R1.12.18	2.1
36			円良田	R1.12.19	0.89

# (イ) 発生源周辺状況調査

環境基準:1000pg-TEQ/g以下

No.	調査機関	調 査	地 点	採取日	調査結果 [pg-TEQ/g]
1			人見	R1.11.21	5.2
2			樫合	R1.11.21	2.9
3			人見	R1.11.21	2.1
4		> <b>T</b> .A.→	境	R1.11.21	0.72
5	埼玉県	深谷市	櫛引	R1.11.21	3.9
6			柏合	R1.11.21	8.3
7			岡部	R1.11.21	5.1
8			櫛挽	R1.11.21	3.5